

## 再編整備等推進支援事業実施要領の運用について

20水漁第2751号  
平成21年4月1日  
水産庁漁政部長通知  
改正 21水漁第3014号  
平成22年4月1日  
22水漁第2429号  
平成23年3月31日  
23水漁第603号  
平成23年6月14日

### 第1 水産庁長官の適当と認める団体

再編整備等推進支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水漁第2750号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第3の「水産庁長官が適当と認める団体」は、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、特例財団法人、特例社団法人又は法人格を有しない団体であって、代表者、団体の目的、団体の意思決定の機関及びその決定の方法を含んだ規約を有し、事業計画を確実にかつ適正に実行することが客観的に認められる団体とする。

### 第2 再編整備等推進支援事業

#### 1 とも補償資金

実施要領第4の2の（1）のイの「水産庁長官が別に定める資金」は、融資機関が水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合、同法第87条第1項第3号及び第4号の事業を行う漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行又は信用金庫であり、償還期限が5年以上（うち据置期間1年以上）であって別途水産庁長官が通知する利率以内のものとする。

#### 2 事業計画等

（1）実施要領第5の1の再編整備等推進支援事業実施計画は、毎事業年度開始前に別記様式第1号により作成し、提出するものとする。

（2）実施要領第5の2の（1）の再編整備等推進支援事業計画は、別記様式第2号又は第3号により作成するものとし、次の書類を添付しなければならない。

ア 減船等が漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号。以下「漁特法」という。）第6条に基づく農林水産大臣の認定を受けた整備計画に基づく場合は、当該整備計画の写し。

イ 減船等が資源管理計画に基づく場合は、当該計画書の写し。

ウ 事業計画に参加する業種を営む漁業者名及びその負担金額が記載された一覧表。

エ （5）のアに基づく助成金を受け取る減船等を実施する者が助成金の額について承諾したことを証する書類。

オ (5) のイに基づく残存漁業者等負担金又は漁業者等負担金の経費負担決定過程を証する書類（総会議事録等（再編整備支援事業の場合、各残存漁業者等の負担金額の算定根拠を含む。）、事業実施機関等の団体が立て替える場合又は貸し付ける場合は決定された償還計画等の書類。

カ 上記ア～オに定めるもののほか、当該事業計画の様式で定める書類。

なお、事業計画の承認後において、スクラップ処分等にされる漁船が事故等により航海に堪えなくなった場合、当該漁船を事業計画から削除することとし、実施要領第5の2の(4)に基づき事業計画の変更を行うものとする。

(3) 実施要領第5の2の(2)のアの(イ)の「生産性の高い操業形態」とは、乗組員1人当たりの労働生産性が従来の操業形態に比べ相当程度の増加が見込まれるものをいう。

(4) 実施要領第5の2の(2)のイにおいて、不要となる現在使用中の漁具のスクラップ処分に係る経費の対象となるのは、資源管理計画に指定された業種を廃業することにより不要となる漁具をいう。

(5) 実施要領第5の2の(2)のウの(イ)の規定に関する基準については、次のとおりとする。

ア 減船等を実施する者が受け取る助成金の額は、第2の6の(2)で定める算定方法によって得られる額の範囲内の額となっていること。

なお、助成金の額が第2の6の(2)で定める算定方法によって得られる額を下回る場合は、当該助成金を受け取る減船等を実施する者が当該助成金の額について承諾していること。

イ 残存漁業者等によるとも補償金、残存漁業者等又は漁業者等による助成金の負担者、負担金額の総額、各残存漁業者又は各漁業者の負担金額は、次の(ア)又は(イ)の要件を満たしていること。

(ア) 再編整備支援事業の場合、次のa及びbの要件を満たしていること。

a 残存漁業者等によるとも補償金又は助成金の負担者、負担金額の総額、各残存漁業者の負担金額は、残存漁業者の全部若しくは代表者が参加する総会・協議会等の場で決定されたものであること。

b 原則として、すべての残存漁業者がとも補償金又は助成金の負担者とされているとともに、各残存漁業者の負担金額は、残存漁業者数、漁船のトン数、漁獲金額又は漁獲量に応じて算定された額であること。

ただし、原則によりがたい場合にあっては、減船を実施する者が残存漁業者等に該当する場合、減船を実施する者以外の残存漁業者もとも補償金又は助成金を負担することとし、減船を実施する者の負担金額は、とも補償金又は助成金を負担する残存漁業者数、漁船のトン数、漁獲金額又は漁獲量に応じて算定された額を上限とする。

(イ) 魚種転換等支援事業の場合、漁業者等による助成金の負担者、負担金額の総額、各漁業者の負担金額は、漁業者の全部若しくは代表者が参加する総会・協議会等の場で決定されたものであること。

なお、再編整備支援事業又は魚種転換等支援事業において、事業実施機関等の

団体が残存漁業者又は漁業者の負担金額を立て替える場合又は同者に貸し付ける（信用事業によるものを除く。）場合は、その団体の総会又は協議会等の場で償還計画等が決定されており、償還方法が明確になっていること。

ウ 魚種転換等支援事業に係る経費においては、漁獲対象魚種又は業種を転換するために必要な漁具・漁ろう設備の取得及び設置にかかる経費及び業種の転換により不要となる現在使用中の漁具のスクラップ処分に係る経費が計上されていること。

(6) 実施要領第5の2の(2)のウの(ウ)の規定に関する基準のうち再編整備支援事業については、次のとおりとする。

ア 減船の対象となっている漁業を営む者の相当数が減船計画に参加し、資源管理型にあつては資源管理計画に基づく減船であること、高度経営移行型にあつては生産性の高い操業形態への移行又は漁船の収益性の回復を、国際漁場型にあつては漁業経営の安定を図る上で必要な規模の減船が行われるものであること。

イ 本事業は、漁業者が自主的に行う減船に対する支援を行い、漁業の生産構造の再編整備を推進することを目的として行われるものであり、単に、減船者の負債対策のみを目的として行われるものではないこと。

### 3 事業資金の造成

実施要領第5の3の(2)の事業資金の造成は、6の(2)の「水産庁長官が別に定める算定方式によって得られる額」を基準として次の割合を乗じた額により行うものとする。

(1) 不要漁船・漁具処理対策事業

ア 大臣許可漁業

(ア) 残存漁業者等 減船を実施する者と残存漁業者等で合意した割合

(イ) 事業主体 4/9以内（資源管理型にあつては、操業区域に我が国排他的経済水域のうち東経135度59分49秒以西の日本海及び北緯30度30分13秒以北の東シナ海の水域（以下「関係水域」という。）を含む漁業者が行う減船については2/9を加算）

イ 知事許可漁業

(ア) 残存漁業者等 減船を実施する者と残存漁業者等で合意した割合

(イ) 都道府県 1/3

(ウ) 事業主体 1/3以内（資源管理型にあつては、操業区域に関係水域を含む漁業者が行う減船については1/6を加算）

(2) 魚種転換等支援事業

ア 漁業者等 1/2以上

イ 事業主体 1/2以内

### 4 助成金等の交付手続

(1) 再編整備支援事業に係る実施要領第5の4の(1)の交付申請書の様式については次のとおりとする。なお、交付申請書に添付を要する書類については、次に定めるもののほか各様式において定めるものとする。

不要漁船・漁具処理対策事業助成金交付申請書については別記様式第4号又は第5号とし、とも補償負担軽減対策事業助成金交付申請書については別記様式第6号とする。

なお、不要漁船・漁具処理対策事業助成金交付申請書については、漁船のスクラップ処分等に係る場合にあつては別記様式第7-1号による漁船スクラップ処分証明書、別記様式第7-2号による減船等対象漁船取得報告書又は別記様式第8号による魚礁使用決定通知書兼不要漁船引渡し確認書を、漁具のスクラップ処分がある場合にあつては別記様式第9-1号による漁具スクラップ処分確認書又は別記様式第9-2号による不要漁具取得報告書及び漁具購入に要した費用の支払を証する領収書(写し)を添付するものとする。

また、代替漁船のスクラップ等を行う場合には、更に別記様式第10号による代替漁船スクラップ処分等証明書を添付するものとする。

- (2) 魚種転換等支援事業に関する実施要領第5の4の(1)の交付申請書の様式については別記様式第12号とし、対象魚種又は業種の転換に必要な漁具・漁ろう設備の購入等に要した費用の支払を証する領収書(写し)を添付するものとする。業種の転換により不要となる漁具のスクラップ処分に係る交付申請については、これらに加え、廃業を証する書類の写しを添付するものとする。

ただし、領収書を紛失した等の場合については、別記様式第11号による漁具販売証明書をもって代えることができる。

- (3) 実施要領第5の4の(1)の規定により事業実施機関が事業主体に提出する際の様式は、別記様式第13号とし、添付を要する書類については、当該様式において定めるものとする。

## 5 事業資金の報告

事業実施機関は、助成金の交付が終了したときは、別記様式第14号により速やかに、事業資金の収支及び残余等につき事業主体へ報告しなければならない。なお、添付を要する書類については、当該様式において定めるものとする。

## 6 事業主体の助成

- (1) 実施要領第5の5の助成は、6の(2)の「水産庁長官が別に定める算定方法によって得られる額」を基準として、次によるものとする。

### ア 再編整備支援事業

(ア) 不要漁船・漁具処理対策事業であつて大臣許可漁業に係るものにあつては、3の(1)のアの(イ)に掲げる割合、知事許可漁業に係るものにあつては、3の(1)のイの(ウ)に掲げる割合を乗じた額とする。

(イ) とも補償負担軽減対策事業にあつては、次の割合を乗じた額とする。

1/2以内

イ 魚種転換等支援事業にあつては、3の(2)のイに掲げる割合を乗じた額とする。

- (2) 実施要領第5の5の「水産庁長官が別に定める算定方法によって得られる額」は次のとおりとする。

### ア 再編整備支援事業

(ア) 不要漁船・漁具処理対策事業のうち「資源管理型」及び「高度経営移行型」

次の a により算定される漁船のスクラップ処分等を行う漁船ごとの基準残存価格（漁船のスクラップ処分等を実施要領第 2 の 3 の（3）に規定する譲渡の方法によって行う場合にあつては、譲渡によって得た金額を控除した額とする。）及び b により算定される漁具の基準残存価格（漁具のスクラップ処分等を実施要領第 2 の 5 の（2）に規定する譲渡の方法によって行う場合にあつては、当該価格から譲渡によって得た金額を控除した額とする。）の合計額とする。

a スクラップ処分等を行う漁船の基準残存価格は次の算式により算定される数値とする。

$$W \times A \times B \times C$$

この場合において、

W は、当該漁船の総トン数の数値（ただし、漁船の小型化を図るものについては、スクラップ処分等を行う漁船の総トン数）とする。

A は、当該漁船の別表 1 に定める基準単価（ただし、漁船の小型化を図るものについては、スクラップ処分等を行う漁船の基準単価）とする。

ただし、スクラップ処分等を行う漁船について、該当する基準単価の記載がない場合又は船質が軽合金等であつて別表 1 に定める当該漁船の新船建造価格が不明な場合、事業実施機関は、実施要領第 5 の 2 の（1）の規定により承認を得ようとする前に、当該漁船に係る額の算定について水産庁長官と協議するものとする。

B は、当該漁船の船齢（当該漁船の船齢が当該業種の全登録漁船の平均船齢又は 11 年（当該漁船が木船である場合にあつては 7 年。以下同じ。）より若い場合は、当該平均船齢又は 11 年のいずれか高い船齢）に応じた別表 2 に定める時価現有率（ただし、漁船の小型化を図るものについては、スクラップ処分等を行う漁船の時価現有率）とする。

ただし、スクラップ処分等を行う漁船の船齢について該当する時価現有率の記載がない場合は、事業実施機関は、実施要領第 5 の 2 の（1）の規定により承認を得ようとする前に、当該漁船に係る額の算定について、水産庁長官と協議するものとする。

C は、実施要領第 2 の 4 前段の場合は、次の算式により算出して得た値とする。

$$\frac{\text{スクラップ処分等を行う漁船の総トン数} - \text{小型化後の総トン数}}{\text{スクラップ処分等を行う漁船の総トン数}}$$

また、実施要領第 2 の 4 後段のうち、漁法の転換による場合は、転換による漁獲努力量縮減率とし、附属船の縮減の場合は、0.9 とする。それ以外の場合は、1 とする。

b 漁具の基準残存価格は漁具購入額の 3 分の 2 とする。

(イ) 不要漁船・漁具処理対策事業のうち「国際漁場型」

(ア) の a により算定される漁船のスクラップ処分等を行う漁船ごとの基準残存価格（漁船のスクラップ処分等を実施要領第 2 の 3 の（3）に規定する譲渡の方法によって行う場合にあつては、当該価格から譲渡によって得た金額を控除し

た額とする。)とする。

(ウ) とも補償負担軽減対策事業

この事業に参加する残存漁業者等がとも補償のため融資機関から借り入れた実施要領第4の2の(1)のイに規定する資金の合計額に別途水産庁長官が通知する数値を乗じて得た額とする。

イ 魚種転換等支援事業

2の(5)のウに掲げる漁獲対象魚種又は業種を転換するために必要な漁具・漁ろう設備の取得又は設置に係る経費の額並びに6の(2)のアの(ア)のbにより算定される漁具の基準残存価格(漁具のスクラップ処分を実施要領第2の5の(2)に規定する譲渡の方法によって行う場合にあつては、当該価格から譲渡によって得た金額を控除した額とする。)の合計額とする。

7 その他

6の(2)のアの(ア)のaの漁法の転換による漁獲努力量縮減率については、水産庁長官と協議するものとする。

第3 事業実施状況報告

実施要領第5の7の再編整備等推進支援事業の実施状況の報告の様式は、別記様式第15号によるものとする。

附 則

1. 資源回復計画及び漁獲努力量削減実施計画による資源管理から資源管理指針及び資源管理計画による資源管理への移行における経過措置として、平成23年3月31日付け22水漁第2429号水産庁漁政部長通知による改正前の通知(以下「旧通知」という。)の規定は、平成22年度から引き続き実施している資源回復計画又は国際資源管理実施計画に沿って平成23年度に行われる減船・休漁等並びに同計画とあわせ省エネ型漁具への改良等を行う取組について適用するものとする。

この場合において、旧通知のうち、下表左欄の規定の適用については、同表右欄の記載のとおりとする。

旧通知の項目	適用後の規定
第3 省エネ対応 ・資源回復等 推進支援事業	第3 省エネ対応・資源回復等推進支援事業
1～2 【略】	1～2 【略】
3 事業資金の造成割合	3 事業資金の造成 実施要領第5の2の(2)の事業資金の造成は、6の(2)

の「水産庁長官が別に定める算定方法によって得られる額」を基準として次の割合を乗じた額により行うものとする。

(1) 不要漁船・漁具処理対策事業

ア 大臣許可漁業

(ア) 残存漁業者等 減船を実施する者と残存漁業者等で合意した割合

(イ) 事業主体 4 / 9 以内 (資源回復型にあつては、操業区域に我が国排他的経済水域のうち東経 135 度 59 分 49 秒以西の日本海及び北緯 30 度 30 分 13 秒以北の東シナ海の水域(以下「関係水域」という。)を含む漁業者が行う減船については 2 / 9 を加算)

イ 知事許可漁業

(ア) 残存漁業者等 減船を実施する者と残存漁業者等で合意した割合

(イ) 都道府県 1 / 3

(ウ) 事業主体 1 / 3 以内 (資源回復型にあつては、操業区域に関係水域を含む漁業者が行う減船については 1 / 6 を加算)

(2) 推進支援事業

ア 漁業者等 1 / 3 以上

イ 都道府県 1 / 3 以内

ウ 事業主体 1 / 3 以内 (操業区域に関係水域を含む漁業者が行う休漁等については 1 / 6 を加算)

(3) 省エネ漁業対応型事業

ア 漁業者等 1 / 3 以上

イ 都道府県 1 / 3 以内

ウ 事業主体 1 / 3 以内 (操業区域に関係水域を含む漁業者による資源回復と併せて行う省エネ漁業対応型の漁具の改良については 1 / 6 を加算)

	<p>(4) 魚種転換等支援事業</p> <p>ア 漁業者等 1 / 2 以上</p> <p>イ 事業主体 1 / 2 以内</p> <p>なお、(2) 及び (3) において、ア及びイの造成割合は、特別な事由により事前に水産庁長官の承認を得た場合には、変更することができるものとする。</p>
<p>4 助成金等の交付 付手続</p>	<p>4 助成金等の交付手続</p>
<p>(1)</p>	<p>(1) 再編整備支援事業に係る実施要領第5の3の(1)の交付申請書の様式については次のとおりとする。なお、交付申請書に添付を要する書類については、次に定めるもののほか各様式において定めるものとする。</p> <p>不要漁船・漁具処理対策事業助成金交付申請書については別記様式第5号又は第6号とし、とも補償負担軽減対策事業助成金交付申請書については別記様式第7号とする。</p> <p>なお、不要漁船・漁具処理対策事業助成金交付申請書については、漁船のスクラップ処分等に係る場合にあっては別記様式第8-1号による漁船スクラップ処分証明書、別記様式第8-2号による減船等対象漁船取得報告書又は別記様式第9号による魚礁使用決定通知書兼不要漁船引渡し確認書を、漁具のスクラップ処分がある場合にあっては別記様式第10-1号による漁具スクラップ処分確認書又は別記様式第10-2号による不要漁具取得報告書及び漁具購入に要した費用の支払を証する領収書(写し)を添付するものとする。</p> <p>また、代替漁船のスクラップ等を行う場合には、更に別記様式第11号による代替漁船スクラップ処分等証明書を添付するものとする。</p>
<p>(2) ~ (5) 【略】</p>	<p>(2) ~ (5) 【略】</p>
<p>5 【略】</p>	<p>5 【略】</p>
<p>6 事業主体の助 成</p>	<p>6 事業主体の助成</p>
<p>(1)</p>	<p>(1) 実施要領第5の4の助成は、6の(2)の「水産庁長官が別に定める算定方法によって得られる額」を基準として、次によるものとする。</p> <p>ア 再編整備支援事業</p> <p>(ア) 不要漁船・漁具処理対策事業であって大臣許可漁業に係るものにあつては、3の(1)のアの(イ)に掲げる割合、知事許可漁業に係るものにあつては、同イの(ウ)に掲げる割合を乗じた額とする。</p>

	<p>(イ) とも補償負担軽減対策事業にあつては、次の割合を乗じた額とする。 1 / 2以内</p> <p>イ 推進支援事業の助成は3の(2)のウに掲げる割合を乗じた額とする。</p> <p>ウ 省エネ漁業対応型事業の助成は3の(3)のウに掲げる割合を乗じた額とする。</p> <p>エ 魚種転換等支援事業の助成は3の(4)のイに掲げる割合を乗じた額とする。</p>
(2)	(2) 実施要領第5の4の「水産庁長官が別に定める算定方法によって得られる額」は次のとおりとする。
ア 再編整備支援事業	ア 再編整備支援事業
(ア)	<p>(ア) 不要漁船・漁具処理対策事業のうち「資源管理型」及び「高度経営移行型」</p> <p>次のaにより算定される漁船のスクラップ処分等を行う漁船ごとの基準残存価格（漁船のスクラップ処分等を実施要領第2の3の(3)に規定する譲渡の方法によって行う場合にあつては、譲渡によって得た金額を控除した額とする。）及びbにより算定される漁具の基準残存価格（漁具のスクラップ処分を実施要領第2の5の(2)に規定する譲渡の方法によって行う場合にあつては、当該価格から譲渡によって得た金額を控除した額とする。）の合計額とする。</p>
a ~ b 【略】	<p>a ~ b 【略】</p> <p>(イ) 不要漁船・漁具処理対策事業のうち「国際漁場型」</p> <p>(ア) のaにより算定される漁船のスクラップ処分等を行う漁船ごとの基準残存価格（漁船のスクラップ処分等を実施要領第2の3の(3)に規定する譲渡の方法によって行う場合にあつては、当該価格から譲渡によって得た金額を控除した額とする。）とする。</p>
(イ)	<p>(ウ) とも補償負担軽減対策事業</p> <p>この事業に参加する残存漁業者等がとも補償のため融資機関から借り入れた実施要領第4の2の(1)のイに規定する資金の合計額に別途水産庁長官が通知する数値を乗じて得た額とする。</p> <p>イ 魚種転換等支援事業</p> <p>2の(6)のクに掲げる漁獲対象魚種又は業種を転換するために必要な漁具・漁ろう設備の取得又は設置に係る経費の額並びに6の(2)のアの(ア)のbにより算定される漁具の基準残存価格（漁具のスクラップ処分を実施要領</p>

<p>イ 推進支援事業 業 (ア)～(エ) 【略】</p>	<p>第2の5の(2)に規定する譲渡の方法によって行う場合 にあつては、当該価格から譲渡によって得た金額を控除し た額とする。)の合計額とする。 ウ 推進支援事業  (ア)～(エ) 【略】</p>
<p>別記様式第1号(第3の 2の(1)関係) 省エネ対応・資源回復等 推進支援事業計画書(再 編整備支援事業) 1～5 【略】 6 添付資料</p>	<p>別記様式第1号(第3の2の(1)関係) 省エネ対応・資源回復等推進支援事業計画書(再編整備支援事業) 1～5 【略】 6 添付資料 (1) 整備計画又は漁獲努力量削減実施計画書の写し (2) 事業計画に参加する業種を営む漁業者名及びその負担金額 が記載された一覧表 (3) 資金の額が助成金算定総額を下回る場合は、助成金を受け 取る減船を実施する者が助成金の額について承諾したことを 証する書類 (4) 残存漁業者等負担金の経費負担決定過程を証する書類(総 会議事録等及び各残存漁業者等の負担金額の算定根拠)。事 業実施機関等の団体が立て替える場合又は貸し付ける場合は、 決定された償還計画等の書類 (5) 選択した事業が不要漁船・漁具処理対策事業の場合でかつ 不要漁船の処理方法が沈船魚礁の場合、国、地方公共団体若 しくは漁業協同組合が行う魚礁設置事業の内容が確認できる 書類。 (6) 選択した事業が不要漁船・漁具処理対策事業の場合でかつ 不要漁船及び不要漁具の処理方法を被災漁業者又は漁協等に 対する譲渡の方法で行おうとする場合にあつては、譲渡先 について記載した書類等 (7) 操業区域に関係水域を含む漁業者に対する事業主体の加算 措置を受ける場合には、資源回復計画の対象水域に関係水域 を含んでいることが確認できる対象水域図(都道府県が作成 する資源回復計画にあつては、都道府県知事より確認を受け た書類及び対象水域図の写し)。</p>

<p>別記様式第2号（第3の2の（1）関係） 省エネ対応・資源回復等推進支援事業計画書（推進支援事業）</p> <p>1～4 【略】 5 添付資料</p>	<p>別記様式第2号（第3の2の（1）関係） 省エネ対応・資源回復等推進支援事業計画書（推進支援事業）</p> <p>1～4 【略】 5 添付資料</p> <p>(1) 漁獲努力量削減実施計画書の写し (2) 事業計画に参加する業種を営む漁業者名及びその負担金額が記載された一覧表 (3) 資金の額が助成金算定額を下回る場合は、助成金を受け取る休漁等を実施する者が助成金の額について承諾したことを証する書類 (4) 漁業者等負担金の経費負担決定過程を証する書類（総会議事録等）。事業実施機関等の団体が立て替える場合又は貸し付ける場合は、決定された償還計画等の書類 (5) 操業区域に関係水域を含む漁業者に対する事業主体の加算措置を受ける場合には、資源回復計画の対象水域に関係水域を含んでいることが確認できる対象水域図（都道府県が作成する資源回復計画にあっては、都道府県知事より確認を受けた書類及び対象水域図の写し）。</p>
<p>別記様式第3号（第3の2の（1）関係） 省エネ対応・資源回復等推進支援事業計画書（省エネ漁業対応型事業）</p> <p>1～4 【略】 5 添付資料</p>	<p>別記様式第3号（第3の2の（1）関係） 省エネ対応・資源回復等推進支援事業計画書（省エネ漁業型対応事業）</p> <p>1～4 【略】 5 添付資料</p> <p>(1) 漁獲努力量削減実施計画書又は国際資源管理実施計画書の写し (2) 省エネ対応・資源回復等推進支援事業計画書（推進支援事業）の写し (3) 事業計画に参加する業種を営む漁業者名及びその負担金額が記載された一覧表 (4) 資金の額が助成金算定額を下回る場合は、助成金を受け取る休漁等を実施する者が助成金の額について承諾したことを証する書類 (5) 漁業者等負担金の経費負担決定過程を証する書類（総会議事録等）。事業実施機関等の団体が立て替える場合又は貸し</p>

	<p>付ける場合は、決定された償還計画等の書類</p> <p>(6) 漁具改良等を実施する省エネ型漁具の省エネ効果を証する事業報告書等の抜粋</p> <p>(7) 操業区域に関係水域を含む漁業者に対する事業主体の加算措置を受ける場合には、資源回復計画の対象水域に関係水域を含んでいることが確認できる対象水域図（都道府県が作成する資源回復計画にあっては、都道府県知事より確認を受けた書類及び対象水域図の写し）。</p>
<p>別記様式第4号（第3の2の（1）関係）</p> <p>省エネ対応・資源回復等推進支援事業計画書（魚種転換等支援事業）</p> <p>1～4 【略】</p> <p>5 添付資料</p>	<p>別記様式第4号（第3の2の（1）関係）</p> <p>省エネ対応・資源回復等推進支援事業計画書（魚種転換等支援事業）</p> <p>1～4 【略】</p> <p>5 添付資料</p> <p>(1) 漁獲努力量削減実施計画書又は国際資源管理実施計画書の写し</p> <p>(2) 事業計画に参加する業種を営む漁業者名及びその負担金額が記載された一覧表</p> <p>(3) 資金の額が助成金算定額を下回る場合は、助成金を受け取る魚種転換等を実施する者が助成金の額について承諾したことを証する書類</p> <p>(4) 漁業者等負担金の経費負担決定過程を証する書類（総会議事録等）。事業実施機関等の団体が立て替える場合又は貸し付ける場合は、決定された償還計画等の書類</p> <p>(5) 不要漁具の処理方法を被災漁業者又は漁協等に対する譲渡の方法で行おうとする場合にあっては、譲渡先について記載した書類等</p>
<p>別記様式第5号（第3の4の（1）関係）</p> <p>不要漁船・漁具処理対策事業助成金交付申請書（減船対象漁船のスクラップ処分等を行う場合）</p> <p>1 【略】</p> <p>2 助成金の算定基礎額</p>	<p>別記様式第5号（第3の4の（1）関係）</p> <p>不要漁船・漁具処理対策事業助成金交付申請書（減船対象漁船のスクラップ処分等を行う場合）</p> <p>1 【略】</p> <p>2 助成金の算定基礎額 円 <math>((1) + (2)) - ((3) + (4))</math> (算定根拠)</p>

3 助成金の額

- (1) ~ (2) 【略】
- (3) 被災漁業者又は漁協等に対する減船等対象漁船の譲渡によって得た額 円
- (4) 被災漁業者又は漁協等に対する不要漁具の譲渡によって得た額 円
- 3 助成金の額 円 (上記2の算定基礎額の範囲内の額)
- (内訳)

助成金の額 (右記の合計額)	事業主体助成分 (負担割合)	都道府県負担分 (負担割合)	残存漁業者等負担分 (負担割合)
円	円	円	円

(注) 次の書類を添付すること。

- (注1) 次の書類を添付すること。
- 1 農林水産大臣又は都道府県知事に提出した廃業届の写し(ただし、漁船の小型化を図る者にあつては、小型化後の漁船の船舶原簿及び漁船原簿の写しを添付すること)
  - 2 別記様式第8-1号による漁船スクラップ処分証明書、別記様式第8-2号による減船等対象漁船取得報告書又は別記様式第9号による魚礁使用決定通知書兼不要漁船引渡し確認書の写し
  - 3 別記様式第10-1号による漁具スクラップ処分確認書又は別記様式第10-2号による不要漁具取得報告書の写し
  - 4 船質が軽合金等の場合にあつては、当該船舶の建造価格を証する契約書の写し等
  - 5 漁具を購入したときの領収書の写し(領収書を有しない場合は、別記様式第16号による漁具販売証明書とする。)
  - 6 漁船登録を抹消したことを証する書面
  - 7 船舶原簿を抹消したことを証する書面(総トン数20トン未満の漁船は除く。)
  - 8 申請者の印鑑証明書
  - 9 交付申請者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書
- (注2) 負担割合とは、6の(2)の「水産庁長官が別に定める算定方法によって得られる額」に対する事業主体、都道府県、残存漁業者等の負担額の割合。

別記様式第6号(第3の4の(1)関係)

別記様式第6号(第3の4の(1)関係)

不要漁船・漁具処理対策  
事業助成金交付申請書

(代替対象漁船のスクラ  
ップ処分等を行う場合)

- 1 【略】  
2 助成金の算定  
基礎額

3 助成金の額

(注) 次の書類を添付す  
ること。

不要漁船・漁具処理対策事業助成金交付申請書  
(代替対象漁船のスクラップ処分等を行う場合)

- 1 【略】  
2 助成金の算定基礎額 円((1)+(2)) - ((3)+(4))  
(算定根拠)  
(1) ~ (2) 【略】  
(3) 被災漁業者又は漁協等に対する減船等対象漁船の譲渡によ  
って得た額 円  
(4) 被災漁業者又は漁協等に対する不要漁具の譲渡によって得  
た額 円

3 助成金の額 円(上記2の算定基礎額の範囲内の額)  
(内訳)

助成金の額 (右記の合計額)	事業主体助成分 (負担割合)	都道府県負担分 (負担割合)	残存漁業者等負担分 (負担割合)
円	円	円	円

(注1) 次の書類を添付すること。

- 1 農林水産大臣又は都道府県知事に提出した廃業届の写し
- 2 別記様式第11号による代替漁船スクラップ処分証明書、  
別記様式第8-2号による減船等対象漁船取得報告書又は別  
様式第9号による魚礁使用決定通知書兼不要漁船引渡し確認  
書の写し
- 3 別記様式第10-1号による漁具スクラップ処分確認書又  
は別記様式第10-2号による不要漁具取得報告書の写し
- 4 船質が軽合金等の場合にあつては、当該船舶の建造価格を  
証する契約書の写し等
- 5 漁具を購入したときの領収書の写し(領収書を有しない場  
合は、別記様式第16号による漁具販売証明書とする。)
- 6 漁船登録を抹消したことを証する書面
- 7 船舶原簿を抹消したことを証する書面(総トン数20トン  
未満の漁船は除く。)
- 8 申請者の印鑑証明書
- 9 交付申請者が法人である場合には、当該法人の登記事項証  
明書

	<p>(注2) 負担割合とは、6の(2)の「水産庁長官が別に定める算定方法によって得られる額」に対する事業主体、都道府県、残存漁業者等の負担額の割合。</p>
<p>別記様式第8号(第3の4の(1)関係) 漁船スクラップ処分証明書 【略】</p>	<p>別記様式第8-1号(第3の4の(1)関係) 漁船スクラップ処分証明書 【略】</p> <hr/> <p>別記様式第8-2号(第3の4の(1)関係) 減船等対象漁船取得報告書 年 月 日 事業実施機関 代表者 氏 名 殿 被災漁業者又は漁協等の住所 氏名又は名称 印 漁業を営む(漁業を営もうとする被災漁業者に使用させる)ため、下記の漁船を平成 年 月 日に取得いたしましたので御報告します。 記 1 漁船登録番号 2 船 名 3 漁業種類 4 総トン数 5 進水年月日 6 所有者の氏名又は名称及び住所 7 取得に要した金額 円 (注) 次の資料を添付すること。 1 被災漁業者であることがわかる書類(漁船原簿(抹消)等とする。写しでも可)又は被災漁業者に使用させることを目的として減船等対象漁船を取得したことがわかる書類 2 減船等対象漁船を譲り受けたことを証する書類(無償譲渡におけるその契約書又は漁船売買契約書の写し等)</p>

<p>別記様式第10号（第3の4の（1）関係） 漁具スクラップ処分確認書 【略】</p>	<p>別記様式第10-1号（第3の4の（1）関係）  漁具スクラップ処分確認書  【略】</p>
	<p>別記様式第10-2号（第3の4の（1）関係）  不要漁具取得報告書  年 月 日  事業実施機関 代表者 氏 名 殿  被災漁業者又は漁協等の住所 氏名又は名称 印  漁業を営む（漁業を営もうとする被災漁業者に使用させる）ため、下記の漁具を平成 年 月 日に取得いたしましたので御報告します。  記  1 漁船登録番号 2 船 名 3 漁業種類 4 漁具統数 5 所有者の氏名又は名称及び住所 6 取得に要した金額 円  (注) 次の資料を添付すること。 1 被災漁業者であることがわかる書類（漁船原簿（抹消）等とする。写しでも可）又は被災漁業者に使用させることを目的として不要漁具を取得したことがわかる書類 2 不要漁具を譲り受けたことを証する書類（無償譲渡におけるその契約書又は売買契約書の写し等）</p>
<p>別記様式第11号（第3の4の（1）関係）</p>	<p>別記様式第11号（第3の4の（1）関係）</p>

<p>代替漁船スクラップ処分等証明書</p>	<p style="text-align: center;">代替漁船スクラップ処分等証明書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>事業実施機関 代表者 氏 名 殿</p> <p style="text-align: center;">代替漁船のスクラップ処分等を行った 当該代替漁船所有者の住所 氏名又は名称 <span style="float: right;">印</span></p> <p>下記 1 の減船対象漁船に代えて下記 2 の漁船をスクラップ処分等（スクラップ処分、沈船処分、被災漁業者又は漁協等への譲渡）にいたしました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～2 <b>【略】</b></p> <p>(注) 次の書類を添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 漁船売買契約書等の写し又は減船対象漁船を譲り受けたことを証する書類（いわゆる玉突き式の漁船譲渡の場合にあつては、関係する一連の漁船売買契約書等）</li> <li>2 スクラップ処分等の内容に応じた別記様式第 8－1 号による漁船スクラップ処分証明書、別記様式第 8－2 号による減船等対象漁船取得報告書又は別記様式第 9 号による魚礁使用決定通知書兼不要漁船引渡し確認書</li> <li>3 スクラップ処分を証する写真（スクラップ処分又は沈船処分の場合）</li> </ol>
<p>別記様式第 1 2 号（第 3 の 4 の（2）のア関係） 漁具改良等支援事業助成金交付申請書 （漁具・漁法の改良を行う場合）</p> <p>1 <b>【略】</b> 2 助成金の算定基礎額</p>	<p>別記様式第 1 2 号（第 3 の 4 の（2）のア関係） 漁具改良等支援事業助成金交付申請書 （漁具・漁法の改良を行う場合）</p> <p>1 <b>【略】</b> 2 助成金の算定基礎額 <span style="float: right;">円</span> （算定根拠）</p>

漁具改良に要した経費	改良の内容
円	

助成金の額 (右記の合計額)	事業主体助成分 (負担割合)	都道府県負担分 (負担割合)	漁業者等負担分 (負担割合)
円	円	円	円

(注) 次の書類を添付すること。

1～4 【略】

(注1) 次の書類を添付すること。

1～4 【略】

(注2) 負担割合とは、6の(2)の「水産庁長官が別に定める算定方法によって得られる額」に対する事業主体、都道府県、残存漁業者等の負担額の割合。

別記様式第14号(第3の4の(2)のア関係)  
漁具改良等支援事業助成金交付申請書  
(漁具スクラップ処分を行う場合)

1～2 【略】

3 助成金の額

別記様式第14号(第3の4の(2)のア関係)

漁具改良等支援事業助成金交付申請書  
(漁具スクラップ処分を行う場合)

1～2 【略】

3 助成金の額 円(上記2の算定基礎額の範囲内の額)  
(内訳)

助成金の額 (右記の合計額)	事業主体助成分 (負担割合)	都道府県負担分 (1/3以内)	漁業者等負担分 (負担割合)
円	円	円	円

(注) 次の書類を添付すること。

1～4 【略】

(注1) 次の書類を添付すること。

1～4 【略】

(注2) 負担割合とは、6の(2)の「水産庁長官が別に定める算定方法によって得られる額」に対する事業主体、都道府

県、残存漁業者等の負担額の割合。

別記様式第17号（第3の4の（2）のイ関係）

別記様式第17号（第3の4の（2）のイ関係）

資源増大対策支援事業助成金交付申請書

1～3 【略】  
4 助成金の額

1～3 【略】  
4 助成金の額 円（上記3の算定基礎額の範囲内の額）  
（内訳）

助成金の額 (右記の合計額)	事業主体助成分 (負担割合)	都道府県負担分 (1/3以内)	漁業者等負担分 (負担割合)
円	円	円	円

（注）次の書類を添付すること。

（注1）次の書類を添付すること。

1～9 【略】

1～9 【略】

（注2）負担割合とは、6の（2）の「水産庁長官が別に定める算定方法によって得られる額」に対する事業主体、都道府県、残存漁業者等の負担額の割合。

別記様式第22号（第3の4の（2）のウ関係）

別記様式第22号（第3の4の（2）のウ関係）

休漁漁船活用支援事業助成金交付申請書

休漁漁船活用支援事業助成金交付申請書  
（休漁漁船活用の場合）

（休漁漁船活用の場合）

1～3 【略】  
4 助成金の額

1～3 【略】  
4 助成金の額 円（上記3の算定基礎額の範囲内の額）  
（内訳）

助成金の額 (右記の合計額)	事業主体助成分 (負担割合)	都道府県負担分 (1/3以内)	漁業者等負担分 (負担割合)
円	円	円	円

<p>(注) 次の書類を添付すること。</p> <p>1～6 【略】</p>	<p>(注1) 次の書類を添付すること。</p> <p>1～6 【略】</p> <p>(注2) 負担割合とは、6の(2)の「水産庁長官が別に定める算定方法によって得られる額」に対する事業主体、都道府県、残存漁業者等の負担額の割合。</p>								
<p>別記様式第26号(第3の4の(2)のウ関係) 休漁漁船活用支援事業助成金交付申請書 (廃棄物の処理を行う場合)</p> <p>1～3 【略】</p> <p>4 助成金の額</p> <p>(注) 次の書類を添付すること。</p> <p>1～4 【略】</p>	<p>別記様式第26号(第3の4の(2)のウ関係)</p> <p>休漁漁船活用支援事業助成金交付申請書 (廃棄物の処理を行う場合)</p> <p>1～3 【略】</p> <p>4 助成金の額 円(上記3の算定基礎額の範囲内の額) (内訳)</p> <table border="1" data-bbox="513 945 1316 1227"> <thead> <tr> <th>助成金の額 (右記の合計額)</th> <th>事業主体助成分 (負担割合)</th> <th>都道府県負担分 (1/3以内)</th> <th>漁業者等負担分 (負担割合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 次の書類を添付すること。</p> <p>1～4 【略】</p> <p>(注2) 負担割合とは、6の(2)の「水産庁長官が別に定める算定方法によって得られる額」に対する事業主体、都道府県、残存漁業者等の負担額の割合。</p>	助成金の額 (右記の合計額)	事業主体助成分 (負担割合)	都道府県負担分 (1/3以内)	漁業者等負担分 (負担割合)	円	円	円	円
助成金の額 (右記の合計額)	事業主体助成分 (負担割合)	都道府県負担分 (1/3以内)	漁業者等負担分 (負担割合)						
円	円	円	円						
<p>別記様式第28号(第3の4の(2)のエ関係) 休漁推進支援事業助成金交付申請書(係船休漁の場合)</p> <p>1～2 【略】</p> <p>3 助成金の額</p>	<p>別記様式第28号(第3の4の(2)のエ関係)</p> <p>休漁推進支援事業助成金交付申請書 (係船休漁の場合)</p> <p>1～2 【略】</p> <p>3 助成金の額 円(上記2の算定基礎額の範囲内の額) (内訳)</p>								

<p>(注) 次の書類を添付すること。</p> <p>1～4 【略】</p>	<table border="1" data-bbox="513 203 1316 483"> <tr> <th>助成金の額 (右記の合計額)</th> <th>事業主体助成分 (負担割合)</th> <th>都道府県負担分 (負担割合)</th> <th>漁業者等負担分 (負担割合)</th> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>(注1) 次の書類を添付すること。</p> <p>1～4 【略】</p> <p>(注2) 負担割合とは、6の(2)の「水産庁長官が別に定める算定方法によって得られる額」に対する事業主体、都道府県、残存漁業者等の負担額の割合。</p>	助成金の額 (右記の合計額)	事業主体助成分 (負担割合)	都道府県負担分 (負担割合)	漁業者等負担分 (負担割合)	円	円	円	円
助成金の額 (右記の合計額)	事業主体助成分 (負担割合)	都道府県負担分 (負担割合)	漁業者等負担分 (負担割合)						
円	円	円	円						
<p>別記様式第31号(第3の4の(2)のエ関係) 休漁推進支援事業助成金交付申請書(係船によらない休漁の場合)</p> <p>1～2 【略】</p> <p>3 助成金の額</p> <p>(注) 次の書類を添付すること。</p> <p>1～5 【略】</p>	<p>別記様式第31号(第3の4の(2)のエ関係)</p> <p>休漁推進支援事業助成金交付申請書 (係船によらない休漁の場合)</p> <p>1～2 【略】</p> <p>3 助成金の額 円(上記2の算定基礎額の範囲内の額) (内訳)</p> <table border="1" data-bbox="513 1227 1316 1507"> <tr> <th>助成金の額 (右記の合計額)</th> <th>事業主体助成分 (負担割合)</th> <th>都道府県負担分 (負担割合)</th> <th>漁業者等負担分 (負担割合)</th> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>(注1) 次の書類を添付すること。</p> <p>1～5 【略】</p> <p>(注2) 負担割合とは、6の(2)の「水産庁長官が別に定める算定方法によって得られる額」に対する事業主体、都道府県、残存漁業者等の負担額の割合。</p>	助成金の額 (右記の合計額)	事業主体助成分 (負担割合)	都道府県負担分 (負担割合)	漁業者等負担分 (負担割合)	円	円	円	円
助成金の額 (右記の合計額)	事業主体助成分 (負担割合)	都道府県負担分 (負担割合)	漁業者等負担分 (負担割合)						
円	円	円	円						
<p>別記様式第33号(第3の4の(3)関係) 省エネ漁業対応型事業助成金交付申請書</p>	<p>別記様式第33号(第3の4の(3)関係)</p> <p>省エネ漁業対応型事業助成金交付申請書</p>								

1 【略】  
3 助成金の算定基礎

(注) 次の書類を添付すること。

1～5 【略】

別記様式第34号 (第3の4の(4)関係)  
魚種転換等支援事業助成金交付申請書

1～2 【略】

3 助成金の算定基礎額

4 【略】

(注) 次の書類を添付すること。

1 【略】  
2 助成金の算定基礎額 円  
(算定根拠)

省エネ対応漁具の 漁具改良等に要した経費	改良等の内容
円	

助成金の額 (右記の合計額)	事業主体助成分 (負担割合)	都道府県負担分 (1/3以内)	漁業者等負担分 (負担割合)
円	円	円	円

(注1) 次の書類を添付すること。

1～5 【略】

(注2) 負担割合とは、6の(2)の「水産庁長官が別に定める算定方法によって得られる額」に対する事業主体、都道府県、残存漁業者等の負担額の割合。

別記様式第34号 (第3の4の(4)関係)

魚種転換等支援事業助成金交付申請書

1～2 【略】

3 助成金の算定基礎額 円(1) + [(2) - (3)]

(算定根拠)

(1)～(2) 【略】

(3) 被災漁業者又は漁協等に対する不要漁具の譲渡によって得た額 円

4 【略】

(注) 次の書類を添付すること。

1 【略】

2 不要漁具をスクラップ処分する場合には、別記様式第10-1号による漁具スクラップ処分確認書又は別記様式第10

	<p>－ 2号による不要漁具取得報告書の写し、当該漁具を購入した時の領収書の写し（領収書を有しない場合は、別記様式第11号による漁具販売証明書の写しとする。）及び廃業を証する書類の写し</p> <p>3～4 【略】</p>
--	---

〈 参 考 : 操業区域に関係水域を含むことについて、都道府県知事の確認を受けるための様式 〉

様式

再編整備等推進支援事業（又は省エネ対応・資源回復等推進支援事業）関係水域確認申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施機関

代 表 者 氏 名 印

資源管理計画（又は資源回復計画）の対象水域に関係水域（我が国排他的経済水域のうち東経135度59分49秒以西の日本海及び北緯30度30分13秒以北の東シナ海の水域）が含まれることについての確認を受けたく、資源管理計画（又は資源回復計画）の対象水域図を添付して申請いたします。

別表1（第3の6の（2）のアの（ア）関係）基準単価

## 1 鋼 船

## 1 類

(トン当たり千円)

	100トン未満	100トン以上 200トン未満	200トン以上 600トン未満
さけ・ます、北洋たらはえなわ	2, 610	3, 510	2, 160
かつお・まぐろ、さば釣り、 かじき等流し網	2, 700	1, 980	1, 440
いか釣り	1, 890	1, 350	1, 800
まき網（網船）	3, 780	3, 600	3, 690
〃（灯船等）	4, 140		
〃（運搬船）	1, 890	2, 790	1, 620
底びき網、捕鯨	2, 430	2, 610	3, 150
以西底びき網	2, 250	2, 250	1, 620
運搬（まき網附属運搬船を除く。）	900	1, 260	810
構造簡易漁船（総トン数20ト ン未満に限る。）	630		
その他	2, 340	1, 170	1, 080

## 2 類

(トン当たり千円)

	100トン未満	100トン以上 200トン未満	200トン以上 600トン未満	600トン以上
さけ・ます、北洋たらはえなわ	3, 960			
かつお・まぐろ、さば釣り、 かじき等流し網、いか流し網	3, 915	3, 060	1, 710	1, 026
いか釣り	2, 745	2, 070	1, 323	891
まき網（網船）	4, 500	3, 870	3, 690	3, 420
〃（灯船等）	4, 950			
〃（運搬船）	1, 890	2, 790	1, 620	1, 260
底びき網、捕鯨	2, 430	3, 420	2, 340	1, 530
以西底びき網	2, 250	2, 250	1, 620	1, 620
運搬（まき網附属運搬船を除く。）	900	1, 260	810	810
構造簡易漁船（総トン数20ト ン未満に限る。）	630			
その他	2, 340	1, 170	1, 080	1, 080

2 合成樹脂船

1類

(トン当たり千円)

	5トン未満	5トン以上 20トン未満	20トン以上
さ け ・ ま す	4, 1 4 0	4, 6 8 0	3, 3 3 0
か つ お ・ ま ぐ ろ	4, 2 3 0	4, 0 5 0	2, 6 1 0
い か 釣 り	3, 3 3 0	2, 7 0 0	2, 2 5 0
底びき網 ( 外 海 )	2, 9 7 0	2, 9 7 0	4, 1 4 0
底びき網 ( 内海等 )	2, 7 0 0	2, 4 3 0	
ま き 網	4, 5 0 0	3, 8 7 0	5, 7 6 0
一本釣り、さし網、 はえなわ、ひき網	3, 3 3 0	3, 0 6 0	2, 7 0 0
構 造 簡 易 漁 船	1, 7 1 0	1, 4 4 0	
そ の 他	3, 2 4 0	2, 8 8 0	3, 2 4 0

2類

(トン当たり千円)

	5トン未満	5トン以上 20トン未満	20トン以上
さ け ・ ま す	3, 1 5 0	3, 9 6 0	3, 6 0 0
か つ お ・ ま ぐ ろ	3, 3 5 7	3, 7 8 0	4, 0 4 1
い か 釣 り	2, 5 2 0	2, 4 3 0	2, 0 9 7
底びき網 ( 外 海 )	2, 2 5 0	2, 2 5 0	3, 4 7 4
底びき網 ( 内海等 )	2, 0 7 9	2, 0 5 2	
ま き 網	3, 3 3 0	3, 4 2 0	3, 0 2 4
一本釣り、さし網、 はえなわ、ひき網	2, 6 9 1	2, 6 6 4	2, 4 3 0
構 造 簡 易 漁 船	1, 2 8 7	1, 2 6 0	
そ の 他	2, 2 5 0	2, 2 5 0	3, 5 8 2

### 3 木 船

#### 1 類

(トン当たり千円)

	5トン未満	5トン以上 20トン未満	20トン以上
さけ・ます、かつお・まぐろ、 たらはえなわ、さば釣り	2, 1 6 0	2, 0 7 0	1, 5 3 0
い か 釣 り	2, 1 6 0	2, 0 7 0	1, 1 7 0
底 び き 網	2, 1 6 0	2, 0 7 0	1, 4 4 0
さし網、敷網、ひき網、まき網	2, 1 6 0	1, 5 3 0	1, 4 4 0
運 搬		6 3 0	1, 1 7 0
構造簡易漁船（総トン数20ト ン未満に限る。）	7 2 0	6 3 0	
そ の 他	2, 1 6 0	1, 2 6 0	1, 1 7 0

#### 2 類

(トン当たり千円)

	5トン未満	5トン以上 20トン未満	20トン以上
さけ・ます、かつお・まぐろ、 たらはえなわ、さば釣り	1, 5 3 0	1, 8 0 0	1, 4 4 9
い か 釣 り	1, 5 3 0	1, 8 0 0	1, 1 1 6
底 び き 網	1, 5 3 0	1, 8 0 0	1, 3 4 1
さし網、敷網、ひき網、まき網	1, 5 3 0	1, 3 5 0	1, 3 4 1
運 搬		5 7 6	1, 1 1 6
構造簡易漁船（総トン数20ト ン未満に限る。）	5 4 9	5 7 6	
そ の 他	1, 5 3 0	1, 1 2 5	1, 1 1 6

- (注) 1. 1類の基準単価を適用する漁船は、新トン数表示漁船（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）第5条第2項（同条第3項の場合を含む。）の規定により総トン数の数値が算出されている漁船をいう。2. において同じ。）とする。
2. 2類の基準単価を適用する漁船は、新トン数表示漁船以外の漁船とする。
3. 軽合金等1から3までに該当しない船質のものについては、当該漁船の新船建造価格に0.9を乗じ、当該漁船の総トン数で除して得た額とする。

別表2 (第3の6の(2)のア関係)

項目	鋼船, 合成樹脂船											木船						
	100トン未満					100トン以上												
トン数区分																		
進水年月日	49 ・ 7 ・ 1	46 ・ 4 ・ 1	49 ・ 6 ・ 30	42 ・ 4 ・ 1	46 ・ 3 ・ 31	42 ・ 3 ・ 31	49 ・ 7 ・ 1	46 ・ 4 ・ 1	49 ・ 6 ・ 30	42 ・ 4 ・ 1	46 ・ 3 ・ 31	42 ・ 3 ・ 31	49 ・ 7 ・ 1	46 ・ 4 ・ 1	49 ・ 6 ・ 30	42 ・ 4 ・ 1	46 ・ 3 ・ 31	42 ・ 3 ・ 31
経過年数	以降	以降	以前	以降	以前	以前	以降	以降	以前	以降	以前	以前	以降	以降	以前	以降	以前	以前
7年以上 8年未満													0.423					
8 " 9 "													0.378					
9 " 10 "													0.342					
10 " 11 "													0.306					
11 " 12 "	0.441						0.441						0.279					
12 " 13 "	0.414						0.414						0.252					
13 " 14 "	0.387						0.387						0.225					
14 " 15 "	0.360						0.360						0.198					
15 " 16 "	0.333						0.333						0.180	0.117	0.081		0.054	
16 " 17 "	0.315						0.315											
17 " 18 "	0.297						0.297											
18 " 19 "	0.279						0.279											
19 " 20 "	0.261						0.261											
20 " 21 "	0.243						0.243											
21 " 22 "	0.225						0.225											
22 " 23 "	0.207						0.207											
23 " 24 "	0.198						0.198											
24 " 25 "	0.189						0.189											
25 "	0.180	0.117	0.081	0.054	0.180	0.144	0.090	0.063										

(注) 軽合金等の船体については、当分の間、「鋼船, 合成樹脂船」の現有率を適用する。

別記様式第1号（第2の2の（1）関係）

平成 年度再編整備等推進支援事業実施計画書

年 月 日

水産庁長官 殿

事業主体  
代表者 氏 名 印

再編整備等推進支援事業実施要領第5の1の規定に基づき、下記のとおり再編整備等推進支援事業実施計画を作成したので、承認を申請する。

記

1 事業内容

- (1) 再編整備支援事業
- (2) 魚種転換等支援事業

2 造成計画

区 分	再編整備等推進支援事業勘定	備 考
前年度繰越（見込）額 本年度造成額	円	
合 計	円	

3 事務管理費の積算内訳

区 分	計 画 額	備 考
旅費	円	（積算内訳）
賃金	円	（積算内訳）
消耗品費	円	（積算内訳）
その他	円	（積算内訳）
合 計	円	

（注）再編整備等推進支援事業実施要領附則1で適用された省エネ対応・資源回復等推進支援事業実施要領に基づき、省エネ対応・資源回復等推進支援事業を実施する場合には、再編整備等推進支援事業分と省エネ対応・資源回復等推進支援事業分を区分した上で、省エネ対応・資源回復等推進支援事業分についても記載すること。

再編整備等推進支援事業計画書（再編整備支援事業）

年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施機関  
代 表 者 氏 名 印

再編整備等推進支援事業実施要領第5の2の（2）の規定に基づき、下記のとおり事業計画を作成したので、承認を申請する。

記

1 事業の区分

2 減船計画

（1）減船の対象となる漁業

（2）減船の目的・効果

（注）資源管理型にあつては、減船の対象となる漁業を営む漁船の数と減船隻数との関係、資源管理指針及び資源管理計画との関係、漁獲努力量削減の目標に対する効果等を記載すること。

（3）減船計画期間及び規模

（注）減船を実施する期間、予定する総減船隻数及び年度別の減船隻数を記載すること。

（4）廃業等の予定時期

年 度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
廃業届提出予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
スクラップ処分等予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

3 事業計画

（1）選択した事業の種類及び事業費

（注）選択した事業が不要漁船・漁具処理対策事業の場合は、不要漁船の処理方法を具体的に記載すること。

（不要漁船・漁具処理対策事業である場合）

減船対象漁船			代替漁船			事 業 費
船 名	トン数	進水年月日	船 名	トン数	進水年月日	
						円

(注) 漁船の小型化を図って同種の漁業を継続しようとする者については、小型化後の漁船のトン数を減船対象船の下に括弧書きで記載すること。

(とも補償負担軽減対策事業である場合)

減船隻数	とも補償 負担者数	とも補償総額	融資総額	融資機関名	助成総額
隻	人	円	円		円

## (2) 資金造成計画

年 度	資金の額	事業主体助成金	都道府県負担金等	残存漁業者等負担金	備 考
年度	円	円	円	円	

(注) 備考欄には、残存漁業者等負担金について、その負担者及び負担金額の概要（残存漁業者の負担状況（全ての者又は一部の者の別、負担方法）、残存漁業者以外が負担する場合は負担者名及びその額）、漁協・漁連等が立て替えて負担する場合は立替者名及びその額等の具体的な内容を記載すること。

## 4 添付書類

- (1) 整備計画又は資源管理計画の写し
- (2) 計画に参加する漁業者名及びその負担金額が記載された一覧表
- (3) 資金の額が助成金算定総額を下回る場合は、助成金を受け取る減船を実施する者が助成金の額について承諾したことを証する書類
- (4) 残存漁業者等負担金の経費負担決定過程を証する書類（総会議事録等及び各残存漁業者等の負担金額の算定根拠）。事業実施機関等の団体が立て替える場合又は貸し付ける場合は、決定された償還計画等の書類
- (5) 選択した事業が不要漁船・漁具処理対策事業の場合でかつ不要漁船の処理方法が沈船魚礁の場合、国、地方公共団体若しくは漁業協同組合が行う魚礁設置事業の内容が確認できる書類
- (6) 選択した事業が不要漁船・漁具処理対策事業の場合でかつ不要漁船及び不要漁具の処理方法を被災漁業者又は漁協等に対する譲渡の方法で行おうとする場合にあっては、譲渡先について記載した書類等
- (7) 操業区域に関係水域を含む漁業者に対する事業主体の助成の加算措置を受ける場合には、資源管理計画の対象水域に関係水域を含んでいることが確認できる対象水域図（都道府県が作成する資源管理計画にあっては、都道府県知事より確認を受けた書類及び対象水域図の写し）

再編整備等推進支援事業計画書（魚種転換等支援事業）

年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施機関  
代表者 氏 名 印

再編整備等推進支援事業実施要領第5の2の（2）の規定に基づき、下記のとおり事業計画を作成したので、承認を申請する。

記

1 転換計画

（1）転換の対象となる魚種・業種

（2）転換の目的・効果

（注）転換により漁船数を減らそうとする魚種・業種の漁船数と転換隻数との関係、資源管理指針及び資源管理計画との関係、漁獲努力量削減の目標に対する効果等を記載すること。

2 事業計画

（1）転換に必要な漁具・漁ろう設備の取得

（注）取得する漁具の種類、設置する漁ろう設備の内容等について具体的に記載すること。

（2）不要漁具の処分等の方法

（注）不要漁具の処分方法について具体的に記載すること。

（3）計画期間及び規模

計画年度	対象魚種・業種	対象船名・総トン数	取組の種類	転換後の魚種・業種及び事業継続期間
年度				

（注）1 取組の種類欄には、「魚種の転換」、「漁業種類の転換」、「不要漁具の処分」の別を記載すること。

2 転換後の事業継続期間は、転換後の漁業が3か年以上継続されること。

（4）事業費

①漁具・漁ろう設備購入、設置

	魚種・業種の転換に要する経費	購入漁具・漁ろう設備、設置の内容及び積算の根拠
年度	円	①購入漁具・漁ろう設備 ②設置費 ③合計

②不要漁具のスクラップ処分

年 度	①不要漁具の 購入金額	②評価率	③基準残存価格 (①×②)	スクラップ処分の内容
年度	円	2 / 3	円	

(5) 資金造成計画

年 度	資金の額	事業主体助成金	都道府県負担金等	漁業者等負担金	備 考
年度	円	円	円	円	

- (注) 1 都道府県及び漁業者負担分が複数ある場合は、別途内訳書等を添付すること。  
 2 備考欄には、漁業者等負担金について、その負担者及び負担金額の概要（漁業者の負担状況（全ての者又は一部の者の別、負担方法）、漁業者以外が負担する場合は負担者名及びその額）、漁協・漁連等が立て替えて負担する場合は立替者名及びその額等の具体的な内容を記載すること。

3 添付資料

- (1) 資源管理計画の写し
- (2) 事業計画に参加する業種を営む漁業者名及びその負担金額が記載された一覧表
- (3) 資金の額が助成金算定額を下回る場合は、助成金を受け取る者が助成金の額について承諾したことを証する書類
- (4) 漁業者等負担金の経費負担決定過程を証する書類（総会議事録等）。事業実施機関等の団体が立て替える場合又は貸し付ける場合は、決定された償還計画等の書類
- (5) 不要漁具の処分方法を被災漁業者又は漁協等に対する譲渡の方法で行おうとする場合にあっては、譲渡先について記載した書類等

別記様式第4号（第2の4の（1）関係）

不要漁船・漁具処理対策事業助成金交付申請書  
（減船対象漁船のスクラップ処分等を行う場合）

年 月 日

事業実施機関  
代表者 氏 名 殿

申請者住所  
氏名又は名称 印

平成 年度において下記のとおり不要漁船スクラップ処分等及び不要漁具のスクラップ処分を行ったので、不要漁船・漁具処理対策事業助成金 円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

（注：漁船の小型化を図って同種の漁業を継続使用とする者にあつては）

なお、今後〇〇丸（〇〇トン）の漁船により〇〇漁業を営むことを申し添える。

記

1 減船対象漁船及び処分漁具統数

船 名	
漁 船 登 録 番 号	
総 ト ン 数	
進 水 年 月 日	
漁 業 種 類	
(漁船の小型化の総トン数)	
処 分 漁 具 統 数	

2 助成金の算定基礎額 円（（1）＋（2））－（（3）＋（4））  
（算定根拠）

（1）漁船の基準残存価格の算定根拠

船 名	トン数	船 齢	基準単価	時価現有率	漁船基準残存価格
	t	年 月	円		円
合 計					

（2）漁具の基準残存価格の算定根拠

統 数	購入額	評価率	漁具基準残存価格
	円	2 / 3	円
合 計			

（3）被災漁業者又は漁協等に対する減船等対象漁船の譲渡によって得た額  
円

（4）被災漁業者又は漁協等に対する不要漁具の譲渡によって得た額  
円

3 助成金の額  
(内訳)

円 (上記2の算定基礎額の範囲内の額)

助成金の額 (右記の合計額)	事業主体助成分 (負担割合)	都道府県負担分 (負担割合)	残存漁業者等負担分 (負担割合)
円	円	円	円

(注1) 次の書類を添付すること。

- 1 農林水産大臣又は都道府県知事に提出した廃業届の写し (ただし、漁船の小型化を図る者にあつては、小型化後の漁船の船舶原簿及び漁船原簿の写しを添付すること)
- 2 別記様式第7-1号による漁船スクラップ処分証明書、別記様式第7-2号による減船等対象漁船取得報告書又は別記様式第8号による魚礁使用決定通知書兼不要漁船引渡し確認書の写し
- 3 別記様式第9-1号による漁具スクラップ処分確認書又は別記様式第9-2号による不要漁具取得報告書の写し
- 4 船質が軽合金等の場合にあつては、当該船舶の建造価格を証する契約書の写し等
- 5 漁具を購入したときの領収書の写し (ただし、領収書を有しない場合は、別記様式第11号による漁具販売証明書)
- 6 漁船登録を抹消したことを証する書面
- 7 船舶原簿を抹消したことを証する書面 (総トン数20トン未満の漁船は除く)
- 8 申請者の印鑑証明書
- 9 交付申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明書

(注2) 負担割合とは、第2の6の(2)の「水産庁長官が別に定める算定方式よつて得られる額」に対する事業主体、都道府県、残存漁業者等の負担額の割合。

別記様式第5号（第2の4の（1）関係）

不要漁船・漁具処理対策事業助成金交付申請書  
（代替漁船のスクラップ処分等を行う場合）

年 月 日

事業実施機関  
代表者 氏 名 殿

申請者住所  
氏名又は名称 印

平成 年度において下記のとおり不要漁船スクラップ処分等及び不要漁具のスクラップ処分を行ったので、不要漁船・漁具処理対策事業助成金 円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

1 減船対象漁船及び処分漁具統数並びに代替漁船

減船対象漁船及び処分漁具統数	代 替 漁 船
船 名	船 名
漁船登録番号	漁船登録番号
総 ト ン 数	総 ト ン 数
進 水 年 月 日	進 水 年 月 日
漁 業 種 類	漁 業 種 類
処分漁具統数	

2 助成金の算定基礎額 円（（1）＋（2））－（（3）＋（4））  
（算定根拠）

（1）代替漁船の基準残存価格の算定根拠

船 名	トン数	船 齢	基準単価	時価現有率	漁船基準残存価格
	t	年 月	円		円
合 計					

（2）漁具の基準残存価格の算定根拠

統 数	購入額	評価率	漁具基準残存価格
	円	2 / 3	円
合 計			

（3）被災漁業者又は漁協等に対する減船等対象漁船の譲渡によって得た額  
円

（4）被災漁業者又は漁協等に対する不要漁具の譲渡によって得た額  
円

3 助成金の額  
(内訳)

円(上記2の算定基礎額の範囲内の額)

助成金の額 (右記の合計額)	事業主体助成分 (負担割合)	都道府県負担分 (負担割合)	残存漁業者等負担分 (負担割合)
円	円	円	円

(注1) 次の書類を添付すること。

- 1 農林水産大臣又は都道府県知事に提出した廃業届の写し
- 2 別記様式第10号による代替漁船スクラップ処分証明書、別記様式第7-2号による減船等対象漁船取得報告書又は別記様式第8号による魚礁使用決定通知書兼不要漁船引渡し確認書の写し
- 3 別記様式第9-1号による漁具スクラップ処分確認書又は別記様式第9-2号による不要漁具取得報告書の写し
- 4 船質が軽合金等の場合にあつては、当該船舶の建造価格を証する契約書の写し等
- 5 漁具を購入したときの領収書の写し(領収書を有しない場合は、別記様式第11号による漁具販売証明書とする。)
- 6 漁船登録を抹消したことを証する書面
- 7 船舶原簿を抹消したことを証する書面(総トン数20トン未満の漁船は除く。)
- 8 申請者の印鑑証明書
- 9 交付申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明書

(注2) 負担割合とは、第2の6の(2)の「水産庁長官が別に定める算定方式によって得られる額」に対する事業主体、都道府県、残存漁業者等の負担額の割合。

とも補償負担軽減対策事業助成金交付申請書

年 月 日

事業実施機関  
代表者 氏 名 殿

申請者住所  
氏名又は名称 印

平成 年度において下記のとおりとも補償負担をしたいので、とも補償負担軽減対策事業助成金 円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

とも補償負担額	円
融資機関から借り入れたとも補償資金の額	円
助成金の額	円
積算根拠	

（注）1 次の書類を添付すること。

- （1）融資機関からのとも補償資金の借入に係る契約書の写し
- （2）申請者の印鑑証明書
- （3）交付申請者が法人である場合には、法人登記簿本

2 実施要領第5の2の（1）の規定により事業計画の承認が都道府県知事を経由して行われた場合にあっては、助成金の交付を希望する者全員の連名により申請を行うものとし、上記記載書類のほか、減船対象漁船又はこれに代わる他の漁船の漁船登録を抹消したことを証する書面及び船舶原簿の抹消したことを証する書面を添付すること。

別記様式第7-1号(第2の4の(1)関係)

漁船スクラップ処分証明書

年 月 日

事業実施機関

代表者 氏 名 殿

スクラップ処分等解体企業等の住所

氏名又は名称

印

下記の漁船は不要漁船としてスクラップ処分いたしました。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船 名
- 3 漁業種類
- 4 総トン数
- 5 進水年月日
- 6 所有者の氏名又は名称及び住所

(注) スクラップ処分を証する写真を添付すること。

別記様式第7-2号(第2の4の(1)関係)

減船等対象漁船取得報告書

年 月 日

事業実施機関

代表者 氏 名 殿

被災漁業者又は漁協等の住所

氏名又は名称

印

漁業を営む(漁業を営もうとする被災漁業者に使用させる)ため、下記の漁船を平成  
年 月 日に取得いたしましたので御報告します。

記

1 漁船登録番号

2 船 名

3 漁業種類

4 総トン数

5 進水年月日

6 所有者の氏名又は名称及び住所

7 取得に要した金額 円

(注) 次の資料を添付すること。

- 1 被災漁業者であることがわかる書類(漁船原簿(抹消)等とする。写しでも可)又は被災漁業者に使用させることを目的として減船等対象漁船を取得したことがわかる書類
- 2 減船等対象漁船を譲り受けたことを証する書類(無償譲渡におけるその契約書又は漁船売買契約書の写し等)

別記様式第8号（第2の4の（1）関係）

魚礁使用決定通知書兼不要漁船引渡し確認書

年 月 日

事業実施機関

代表者 氏 名 殿

魚礁事業実施主体

氏名又は名称

印

下記の漁船を魚礁として使用することに決定したのでお知らせします。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船 名
- 3 総トン数
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 魚礁設置地区

（注）魚礁設置にかかる事業計画書等の写しを添付すること。

---

年 月 日

魚礁事業実施主体等に不要漁船が引き渡しされたことを確認いたしました。

漁業協同組合又は漁連若しくは  
事業実施機関職員

職 名

氏 名

印

（注）次の書類を添付すること。

- 1 不要漁船が引き渡しされたことを証する書類（引渡証等）
- 2 不用漁船が解轍されたこと等を証する書類（解轍証明書写し等）

別記様式第9-1号(第2の4の(1)関係)

漁具スクラップ処分確認書

年 月 日

事業実施機関

代表者 氏 名 殿

スクラップ処分等解体企業等の住所

氏名又は名称

印

下記の漁具は不要漁具として処分いたしました。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船 名
- 3 漁業種類
- 4 処分漁具統数
- 5 処分方法及び処分年月日
- 6 所有者の氏名又は名称及び住所

---

年 月 日

上記の件確認いたしました。

漁業協同組合又は漁連若しくは  
事業実施機関職員

職 名

氏 名

印

(注) スクラップ処分を証する写真を添付すること。

別記様式第9－2号（第2の4の（1）関係）

不要漁具取得報告書

年 月 日

事業実施機関

代表者 氏 名 殿

被災漁業者又は漁協等の住所

氏名又は名称

印

漁業を営む（漁業を営もうとする被災漁業者に使用させる）ため、下記の漁具を平成  
年 月 日に取得いたしましたので御報告します。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船 名
- 3 漁業種類
- 4 漁具統数
- 5 所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 取得に要した金額 円

（注）次の資料を添付すること。

- 1 被災漁業者であることがわかる書類（漁船原簿（抹消）等とする。写しでも可）又は被災漁業者に使用させることを目的として不要漁具を取得したことがわかる書類
- 2 不要漁具を譲り受けたことを証する書類（無償譲渡におけるその契約書又は売買契約書の写し等）

別記様式第10号（第2の4の（1）関係）

代替漁船スクラップ処分等証明書

年 月 日

事業実施機関

代表者 氏 名 殿

代替漁船のスクラップ処分等を行った  
当該代替漁船所有者の住所  
氏名又は名称 印

下記1の減船対象漁船に代えて下記2の漁船をスクラップ処分等（スクラップ処分、沈船処分、被災漁業者又は漁協等への譲渡）にいたしました。

記

1 減船対象船

- (1) 漁船登録番号
- (2) 船 名
- (3) 漁業種類
- (4) 総トン数
- (5) 進水年月日
- (6) 所有者の氏名又は名称及び住所

2 スクラップ処分等対象漁船

- (1) 漁船登録番号
- (2) 船 名
- (3) 漁業種類
- (4) 総トン数
- (5) 進水年月日

(注) 次の書類を添付すること。

- 1 漁船売買契約書等の写し又は減船対象漁船を譲り受けたことを証する書類（いわゆる玉突き式の漁船譲渡の場合にあっては、関係する一連の漁船売買契約書等）
- 2 スクラップ処分等の内容に応じた別記様式第7-1号による漁船スクラップ処分証明書、別記様式第7-2号による減船等対象漁船取得報告書又は別記様式第8号による魚礁使用決定通知書兼不要漁船引渡し確認書
- 3 スクラップ処分を証する写真（スクラップ処分又は沈船処分の場合）

別記様式第11号（第2の4の（2）関係）

漁具販売証明書

年 月 日

事業実施機関

代表者 氏 名 殿

漁具販売会社等の住所

氏名又は名称 印

下記のとおり漁具を販売したことを証明します。

記

- 1 所有者の氏名又は名称及び住所
- 2 漁業種類
- 3 漁具の形態  
(例えば、「刺網一式(〇〇反)」目合〇〇mm又は〇〇寸等記入)
- 4 販売年月日
- 5 販売金額 円

別記様式第12号（第2の4の（2）関係）

魚種転換等支援事業助成金交付申請書

年 月 日

事業実施機関  
代表者 氏 名 殿

申請者住所  
氏名又は名称 印

平成 年度において、下記のとおり魚種又は業種の転換を行ったので、魚種転換等支援事業助成金 円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

1 漁具・漁ろう設備購入、設置

船名		所属漁連／漁協	
漁船登録番号		資源管理計画 作成団体名	
転換前の魚種・業種			
転換後の魚種・業種			
事業継続期間		購入（設置）年月日	

2 不要漁具の処分

不要漁具の内容、数		スクラップ処分年月日	
-----------	--	------------	--

3 助成金の算定基礎額 円 (1) + [(2) - (3)]  
(算定根拠)

(1) 漁具・漁ろう設備購入、設置

魚種・業種の転換に要した経費	購入漁具・漁ろう設備、設置の内容及び積算の根拠
円	①購入漁具・漁ろう設備 ②設置費 ③合計

(2) 不要漁具のスクラップ処分

①不要漁具の購入金額	②評価率	③基準残存価格 (①×②)	スクラップ処分の内容
円	2 / 3	円	

(注) スクラップ処分の内容欄には、焼却、裁断、埋立、譲渡等処分の具体的内容を記入すること。

(3) 被災漁業者又は漁協等に対する不要漁具の譲渡によって得た額 円

4 助成金の額 円 (上記3の算定基礎額の範囲内の額)  
(内訳)

助成金の額 (右記の合計額)	項 目	事業主体負担分 (1/2 以内)	漁業者等負担分 (1/2 以上)
円	(1) 漁具・漁ろう設備 購入、設置  (2) 不要漁具のスクラ ップ処分	円	円

(注) 次の書類を添付すること。

- 1 漁具・漁ろう設備を購入・設置した場合には、購入に係る領収書の写し及び設置に係る経費を証する領収書の写し
- 2 不要漁具をスクラップ処分する場合には、別記様式第9-1号による漁具スクラップ処分確認書又は別記様式第9-2号による不要漁具取得報告書の写し、当該漁具を購入した時の領収書の写し(領収書を有しない場合は、別記様式第11号による漁具販売証明書の写しとする。)及び廃業を証する書類の写し
- 3 申請者の印鑑証明書
- 4 交付申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明

別記様式第13号（第2の4の（3）関係）

平成 年度再編整備等推進支援事業資金助成金交付申請書

年 月 日

事業主体  
代表者 氏 名 殿

事業実施機関  
代 表 者 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって承認の通知があった平成 年度再編整備等推進支援事業計画書（ 支援事業）について、再編整備等推進支援事業実施要領第5の4の（1）の規定に基づき、金 円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

1 収入予定

	金 額	調達予定時期
事業主体	円	
都道府県		
残存漁業者等又は漁業者等		
合 計		

2 交付予定

助成金の内容	金 額	交付予定期間
	円	

3 事業資金助成金受入口座

金融機関名及び支店名	
預 金 種 目	
口 座 番 号	
口 座 名 義	

(注) 次の書類を添付すること。

1. 助成金交付申請書一覧
2. 事業実施機関に所属する関係漁業者等からの助成金交付申請書及び添付書類の写し
3. 事業資金助成金受入口座に係る通帳の写し
4. 助成金の内容欄には、再編整備支援事業においては、不要漁船・漁具処理対策助成金又はとも補償負担軽減対策助成金と記載し、魚種転換等支援事業においては、魚種転換等支援事業助成金と記載すること。
5. 交付予定期間の欄では、交付の始期及び終期を明らかにすること。

別記様式第14号（第2の5関係）

平成 年度再編整備等推進支援事業資金交付終了報告書

年 月 日

事業主体

代表者 氏 名 殿

事業実施機関

代 表 者 氏 名 印

再編整備等推進支援事業実施要領の運用について（平成 年 月 日付け 水漁第 号水産庁漁政部長通知）の第2の5の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 収入

	金 額	調達時期
事業主体	円	
都道府県		
残存漁業者等又は漁業者等		
合 計		

2 交付実績

助成金の内容	金 額	交付期間
	円	

（注）1. 助成金の内容欄には、再編整備支援事業においては、不要漁船・漁具処理対策助成金又はとも補償負担軽減対策助成金と記載し、魚種転換等支援事業においては、魚種転換等支援事業助成金と記載すること。

2. 交付期間の欄では、交付の始期及び終期を明らかにすること。

3. 次の書類を添付すること。

（1）助成金の交付を受けた者の領収書の写し

（2）事業造成資金の口座に係る金融機関の残高証明書

（3）残存漁業者等又は漁業者等の負担額の負担内訳が確認できる書類（事業造成資金の口座の通帳写し、負担者名及び負担金額を記載した一覧表等）

別記様式第15号（第3関係）

平成 年度再編整備等推進支援事業実施状況報告書

年 月 日

水産庁長官 殿

事業主体  
代表者 氏 名 印

再編整備等推進支援事業実施要領第5の7の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 勘定実績

区 分	期首残高	当期収入			当期支出	期末残高
		補助金	運用益	その他		
再編整備等推進 支援事業勘定	円	円	円	円	円	円

2 事業実績

区 分	事業計画名	事業内容	交付金額等	交付 対象	交付先	交付日
再編整備等推進 支援事業勘定	（再編整備等推 進支援事業分）	〇〇助成金 △△助成金 （小計）		隻・人		
	（省エネ対応・ 資源回復等推進 支援事業分）	〇〇助成金 △△助成金 （小計）		隻・人		
事務管理費						
計						

### 3 事務管理費の内訳

区 分	実 績 額	備 考
旅 費	円	
賃 金	円	
消耗品費	円	
そ の 他	円	
合 計	円	

(注) 次の書類を添付すること。

- 1 事務管理費支出明細
- 2 収支計算書
- 3 勘定の残高を証明する書類